INTELLECTUAL PROPERTY RIGHTS NEWSLETTER

パットワールド®
PATWORLD

有限会社 ウンピン・エンド・カンパニー
〒101-0045 東京都千代田区神田鍛冶町三丁目6番7号
ウンピン神田ビル8階 TEL:03-3254-0888(代) FAX:03-3254-0889

Vol.8 2003年03月04日

香港商標法改正の主要点

中国香港特別行政区域政府は商標法を改正し、新法は2003年4月4日から施行される。その主な改正ポイントは以下の通りである。

記

1. 商標の定義

（1）商標とは、自己の商品又は役務と他人の商品又は役務とを識別でき、可視的な標識（Sign）である。広い範囲の標識（例えば、音声、匂い、色など）についても原則として登録できるものと認められる。

（2）著名商標

著名商標としてパリ条約で保護されるものは、香港においても著名商標と見なされる。

（3）団体商標

団体メンバーの商品又は役務を識別する標識は団体商標として登録できる。

2. 商標の審査

登録拒絶理由は絶対拒絶理由と相対拒絶理由の2種類がある。簡潔に言えば、絶対拒絶理由は商標の登録性と関係し、相対拒絶理由は商標の抵触と関係する。

3. 多分類申請

新法においては多分類申請が認められる。

4. 登録商標の侵害

新法において侵害行為の範囲が広げられた。以下の行為であって、公衆にて誤認混同が生じる可能性がある場合は、登録商標の侵害とする。

（1）商業活動又は業務運営において、類似する商品又は役務に関して同一標識を使用する。

（2）商業活動又は業務運営において、同一又は類似する商品又は役務に関して類似する標識を使用する。

（3）商業活動又は業務運営において、同一又は類似する標識を、類似しない商品又は役務に関して使用するが、その登録商標がパリ条約により著名商標として保護され、また、その標識の使用が、正当な理由がなく、著名商標の顕著な特徴又は名声を不正に利用し、又はそれを損なうもの。

5. 登録商標に係る法律行為の登録

以下のものは新法において登録できる。

（1）登録商標又はその中に含まれるあらゆる権利の譲渡。

（2）登録商標のライセンス許諾。

（3）登録商標又はその中に含まれるあらゆる権利を担保に入れることによって、許可される固定と変動とを問わない担保利息の授与。

（4）登録商標又はその中に含まれるあらゆる権利についての遺産代理人からの承認。

（5）登録商標又はその中に含まれるあらゆる権利の移転について、裁判所又は商標登録官から承認を得た主管機構からの命令登録をしていない場合は、その取引のことを知らない状況で、登録商標の中に含まれる利益を取得している第三者に対してはその取引の効力はない。また、商標の登録権者又は商標のライセンシーは規定された期間内に登録しなければ、一定の権利を失う場合がある。

6. 登録商標の取消

以下のことを理由に、いかなる人も商標局又は裁判所に登録商標の取消請求をすることができる。

（1）登録商標について、少なくとも連続三年間に亙って、商標権者が香港で登録商品又は役務に関して真正に使用せず、又はその商標が商標権者の同意を受けて香港で登録商品又は役務において使用されず、且つ、正当な理由（例えば、その商標で保護された商品又は役務についての輸入制限、或は政府命令）がない場合。

（2）商標はある標識により構成され、登録商標の指定商品又は役務に関して、商標権者の作為又は不作為により、その標識が一般名称となった場合、又は係る業界で商品又は役務を記述する標識として一般的に受け入れられた場合。

（3）ある商品又は役務に関して、商標が商標権者によって使用され、又はその商標権者の同意を得て使用された結果、その商標が（特に商品又は役務の性質、品質、原産地に関し）公衆を欺く場合。

（4）登録商標に関して登録原簿に記載された条件に違反するか又は従わなかった場合。

7. 著名商標の保護

パリ条約により保護される著名商標の所有者（香港において登録されていない）は、同一又は類似する商品又は役務に関して、他人の同一又は類似する商標の使用を差止命令を得て制限する権限がある。

香港において連続5年間登録商標の使用を黙認した場合は、登録が悪意であることを証明できる場合を除き、著名商標の所有者は後登録の商標を取消す請求権、又は使用に対する異議を申立てる権利を失う。

8. 著名商標の定義

登録官又は裁判所は著名商標であるかどうかを判断するときに、以下のもの（その限りではない）を考慮する。

（1）関係する公衆の当該商標に対する認識及び認知度。

（2）当該商標の使用期間、程度、地理範囲。

（3）当該商標のプロモーションに関する期間、程度、地理範囲。（プロモーションには、その商標が付された商品又は役務に関する広告宣伝及び博覧会又は展覧会での紹介を含む）

（4）当該商標の登録又は商標出願の期間及び地域範囲。（その期間又は地域範囲が商標の使用状況又は認知度を反映するもの）

（5）当該商標の権利を成功裡に行使した記録、特に外国の司法当局にて著名商標して認定された程度。

（6）商標にかかわる価値。

9. 平行輸入

商標の所有者は、香港の商標登録に基づき、その所有者又はその同意（明示、暗示、条件付、条件付でないを問わず）によって、かかる商標の下で、世界の如何なる地域の市場にも出された商品の平行輸入を阻止することはできない。

10. 著名商標の定義

信義則に基づき工業・商業活動において、登録所有者又はライセンスに言及するために登録商標を使用する場合、比較広告は権利侵害とは見なされない。信義則に基づいているかどうかを判断する場合は、裁判所は以下のことを考慮する。

（1）商標を不正使用しているかどうか。
（2）使用は、商標の顕著な特徴又は名声を損なうかどうか。
（3）使用は公衆を欺いているかどうか。

11. 著名商標の定義

何人も、法的手段の脅威を受けたとき、権利を不当に侵害された場合は、裁判所に救済を求めることができる。訴訟手続きの原告は以下の一つ又は一つ以上の救済措置を求めることができる。

（1）かかる脅威には十分な根拠がないことの宣告。
（2）脅威を継続することを制止する強制令。
（3）原告が脅威により蒙った損失の賠償。

12. 移行

（1）新商標法の施行日前に申請されたが、公告されてない全ての出願については新法に基づく審査へ移行できる。
（2）A部又はB部に登録された全ての既存商標は新しい登録原簿へ移行する。（A部B部登録制度の廃止）
（3）全ての連合商標（シリーズ商標として登録されたものを除く）は連合商標としての効力を失う。（連合商標制度の廃止）

以上